

福岡県公報

令和五年二月十四日
第三百七十三号
増刊
①

目次

人事委員会

- 福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) ……………一
- 福岡県職員の高齢者部分休業に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三
- 福岡県の職員の分限に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四
- 福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四
- 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四
- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………五
- 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………五
- 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………八
- 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三三
- 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三四
- 福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部 ……………三四

を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三七

○福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三七

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三八

○福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四五

○県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料に関する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四五

人事委員会

福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の定年等に関する条例施行規則（昭和五十九年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の二」を「第二十八条の六」に改め、「再任用（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の場合を除き、」を削り、同条第二項中「及び再任用をされている職員としての異動」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 任命権者は、毎年五月末日までに、別に定める様式により次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

- 一 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況
- 二 前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条第一項又は第三項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延

長の状況

三 前年の四月二日からその年の四月一日までの間における定年前再任用の状況
第五条を第十条とする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の四条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 条例第六条第一項第三号の人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

一 福岡県職員の職の設置に関する規則(昭和五十年福岡県規則第十八号)別表に規定する職のうち次に掲げる職

イ 理事の職

ロ 副理事の職

ハ 参事の職

ニ 教授の職

二 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第六号)第二条に規定する職のうち次に掲げる職

イ 理事の職

ロ 副理事の職

ハ 参事の職

三 福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則(昭和四十一年福岡県教育委員会規則第六号)第二条に規定する職のうち参事の職

四 福岡県警察の組織に関する規則(平成六年福岡県公安委員会規則第二十四号)第三条に規定する参事官の職

五 福岡県警察の組織に関する訓令(平成二十八年三月福岡県警察本部訓令第八号)別表第二又は別表第六に規定する職のうち次に掲げる職

イ 次席の職

ロ 室長の職

ハ 首席師範の職

ニ 副所長の職

ホ 首席監察官付の職

へ 統括参事官付の職(警視相当職に限る。)

ト 管理官の職

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第七条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校及び市町村立学校の校長の職とする。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第八条 条例第九条第二項又は第四項の人事委員会の承認を求める場合には、別に定める様式により申請するものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第九条 条例第十三条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 条例第四条第一項ただし書の人事委員会の承認を求める場合には、別に定める様式により申請するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用に関する経過措置)

第二条 この規則による改正後の福岡県職員の定年等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第二条の規定は、暫定再任用(福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号。以下「改正条例」という。))附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。)については、適用しない。

(勤務延長に関する経過措置)

第三条 改正後の規則第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第五条並びに第十条

の規定は、改正条例附則第二条の規定による勤務について準用する。

2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（改正条例による改正後の福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号。以下「新定年条例」という。）第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第三条に規定する定年）を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職
二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員とする。

（暫定再任用の選考に用いる情報）

第四条 改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第五条 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新定年条例第十三条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占

める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

3 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

福岡県職員の高齢者部分休業に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県職員の高齢者部分休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（承認の申請手続）

第二条 高齢者部分休業の承認の申請は、書面により、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があるときは、当該申請をした職員に対して必要な書類の提出を求めることができる。（承認の取消し又は休業時間の短縮の同意）

第三条 任命権者は、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮をする場合は、書面により、高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。
 （休業時間の延長の申請手続）

第四条 第二条の規定は、休業時間の延長の申請について準用する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（昭和四十七年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第二号（同号イに該当する場合に限る。）」を「第四条第一号」に改める。

第四条中「第四条第二号（同号ハに該当する場合に限る。）」を「第四条第三号」に改める。

第七条中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改める。

第八条第一項中「降任」の下に「（法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この項において「他の職への降任等」という。）に該当する降任を除く。）」を、「降給」の下に「（他の職への降任等に伴う降給を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「第二条第三号イ(2)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第八条及び第十条第七項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条第一項各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

第十二条の二第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項、第二

十二條の二第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項、第二

十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第四項、第六項及び第十六条において同じ。」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項及び第六項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条第一項第二十一号及び第二十二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項及び第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号。次項において「令和四年改正条例」という。)附則第三条第一項及び第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下この項及び次項において「改正後の規則」という。)第三条第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の規則第十二条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)、第四項及び第六項並びに第十六条第一項(第二十一号及び第二十二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 令和四年改正条例附則第四条第一項及び第二項により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第三条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八条、第十条第七項、第十二条第一項及び第二項、第十二条の二第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第四項及び第六項、第十三条第二項並びに第十六条第一項(第二十一号及び第二十二号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定を適用する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第六号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年福岡県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第二条第二号中「法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく」を「福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号)第十三条の規定による」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号)附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による採用については、福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号)第十三条の規定による採用とみなして、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第二条の規定を適用する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三十一第二項第一号イ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「第二十八條の二第一項」及び「(法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」を削り、「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第十五条の二第二項第一号中「県職員給与条例」を「次号に掲げる職員以外の県職員給与条例」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である県職員給与条例第十一条、警察職員給与条例第十条及び学校職員給与条例第十一条の三に規定する職にある職員 次に掲げる当該職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 一万一千円
- ロ 二種 一万円
- ハ 三種 九千円
- ニ 四種 七千円
- ホ 五種 五千円
- ヘ 六種 三千円

第十五条の二第三項中「管理職手当」を「職員」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる職員以外の県職員給与条例第十一条、警察職員給与条例第十条及び学校職員給与条例第十一条の三に規定する職にある職員 次に掲げる当該職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 六千円
- ロ 二種 五千五百円
- ハ 三種 五千円
- ニ 四種 四千円
- ホ 五種 三千円
- ヘ 六種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である県職員給与条例第十一条、警察職員給与条例第十条及び学校職員給与条例第十一条の三に規定する職にある職員 次に掲げる当該職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 五千五百円
- ロ 二種 五千円
- ハ 三種 四千五百円
- ニ 四種 三千五百円
- ホ 五種 二千五百円
- ヘ 六種 千五百円

第十五条の二第三項第三号から第六号までを削る。

第十七条第二号中「法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 第十九条の三第一項中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二十六條の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第二十一条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第二十六條の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第二十八条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十一条第四項中「県職員給与条例第七条の二、警察職員給与条例第七条の二及び学校職員給与条例第八条の二」を「県職員給与条例第七条第十項、警察職員給与条例第

七条第九項及び学校職員給与条例第八条第十項」に改める。
附則に次の二項を加える。

(県職員給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

6 県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項及び学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員に対する第十五条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第二項第一号及び第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(県職員給与条例付則第三十八項等の規定による給料月額の変動に係る職員への通知)

7 任命権者は、県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項又は学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

様式第五号一号紙の(裏)記入上の注意の5中「**封筒**」を「**封書**」(噴霧器用紙やびわ)に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和四年改正条例 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号)をいう。

二 令和五年旧職員定年条例 令和四年改正条例による改正前の福岡県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年福岡県条例第一号)をいう。

三 給与規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則をいう。

四 暫定再任用職員 令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

五 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正条例附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。

六 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。

(暫定再任用職員等の単身赴任手当に関する経過措置)

3 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、給与規則第十二条の二十八に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが給与規則第十二条の二十九に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第十三条の五第三項、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)第十二条の五第三項及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)第十三条の五第三項のその他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第三条第一項又は第四条第一項の規定による採用(令和五年旧職員定年条例第二条の規定により退職した日(令和五年旧職員定年条例第四条又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第三条第五項若しくは令和四年改正条例附則第二条第一項の規定により勤務した後退職した日及び令和四年改正条例附則第三条第一項第四号に規定する旧地方公務員法再任用又は令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第三条第二項又は第四条第二項の規定による採用(福岡県職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した日(同条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同条例第十三条又は令和四年改正条例附則第三条第二項若しくは第四条第二項の規定による採用に係る任期が満了し

た日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

4 令和四年改正条例附則第三条第二項又は第四条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に福岡県職員の定年等に関する条例第十三条の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の給与規則第十二条の三十一第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日(福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号)附則第三条第二項又は第四条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

5 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の給与規則第十二条の三十一第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(暫定再任用職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置)
6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第十五条の二第二項及び第三項の規定を適用する。

(暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)
7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第十七条、第十九条及び第二十一条第一項の規定を適用する。

8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の給与規則第十九条の三及び第二十八条の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員の給料月額計算)
9 暫定再任用短時間勤務職員について、令和四年改正条例附則第十三条の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項中「昇格させた場合におけるその者の号給は」を「昇格させる場合において、第一項及び前二項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」に、「人事委員会の定める号給とする」を「人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第二十四条第一項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。
第二十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 降格時号給対応表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 行政職給料表降格時号給対応表(別表第三十九)
 - 二 医師職給料表降格時号給対応表(別表第四十)
 - 三 看護師職給料表降格時号給対応表(別表第四十一)
 - 四 研究職給料表降格時号給対応表(別表第四十二)
 - 五 特定獣医師職給料表降格時号給対応表(別表第四十三)
 - 六 教育職給料表(二)降格時号給対応表(別表第四十四)
 - 七 教育職給料表(三)降格時号給対応表(別表第四十五)
 - 八 公安職給料表降格時号給対応表(別表第四十六)
- 第三十六条第一項中「別表第三十九」を「別表第四十七」に改める。
別表第三十九を別表第四十七とし、別表第三十八の次に次の八表を加える。

別表第39 (第24条関係) 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	32	13	17	9	5	37	17	21
2	33	14	18	10	6	38	18	22
3	34	15	19	11	7	39	19	23
4	35	16	20	12	8	40	20	24
5	36	17	21	13	9	41	21	25
6	37	18	22	14	10	42	22	26
7	38	19	23	15	11	43	23	27
8	39	20	24	16	12	44	24	28
9	40	21	25	17	13	45	25	29
10	41	22	26	18	14	46	26	30
11	42	23	27	19	15	47	27	31
12	43	24	28	20	16	48	28	32
13	44	25	29	21	17	49	33	35
14	45	26	30	22	18	50	38	38
15	46	27	31	23	19	51	43	41
16	47	28	32	24	20	52	45	41
17	48	29	33	25	21	53	45	41
18	49	30	34	26	22	54	45	41
19	50	31	35	27	23	55	45	41
20	51	32	36	28	24	56	45	41
21	52	33	37	29	25	57	45	41
22	53	34	38	30	26	58	45	
23	54	35	39	31	27	59	45	
24	55	36	40	32	28	60	45	
25	56	37	41	33	29	62	45	
26	57	38	42	34	30	64	45	
27	58	39	43	35	31	66	45	
28	59	40	44	36	32	71	45	
29	60	41	45	37	33	76	45	
30	61	42	46	38	34	81	45	
31	62	43	47	39	35	85	45	
32	63	44	48	40	36	85	45	
33	64	45	49	41	37	85	45	
34	65	46	50	42	38	85	45	
35	66	47	51	43	39	85	45	
36	67	48	52	44	40	85	45	
37	68	49	53	45	41	85	45	
38	69	50	54	46	42	85	45	
39	70	51	55	47	43	85	45	
40	71	52	56	48	44	85	45	
41	72	53	57	49	45	85	45	
42	73	54	58	50	46	85		
43	74	55	59	51	47	85		
44	75	56	60	52	48	85		
45	76	57	61	53	50	85		
46	77	58	62	54	52			
47	78	59	63	55	54			
48	79	60	64	56	56			
49	80	61	65	57	58			
50	81	62	66	58	60			
51	82	63	67	59	62			

52	83	64	68	60	64			
53	84	65	69	61	68			
54	85	66	70	62	72			
55	86	67	71	63	83			
56	87	68	72	64	96			
57	88	69	73	66	98			
58	90	70	74	68	100			
59	92	71	75	70	102			
60	93	72	76	72	105			
61	93	73	77	74	105			
62	93	74	78	76	105			
63	93	75	79	78	105			
64	93	76	80	80	105			
65	93	77	81	82	105			
66	93	78	82	92	105			
67	93	79	83	104	105			
68	93	80	84	108	105			
69	93	83	85	112	105			
70	93	86	86	116	105			
71	93	89	87	120	105			
72	93	92	88	121	105			
73	93	95	89	121	105			
74	93	98	90	121	105			
75	93	101	91	121	105			
76	93	104	92	121	105			
77	93	108	93	121	105			
78	93	112	94	121	105			
79	93	117	95	121	105			
80	93	122	96	121	105			
81	93	127	97	121	105			
82	93	132	98	121	105			
83	93	133	99	121	105			
84	93	133	104	121	105			
85	93	133	109	121	105			
86	93	133	112	121				
87	93	133	113	121				
88	93	133	114	121				
89	93	133	115	121				
90	93	133	116	121				
91	93	133	118	121				
92	93	133	120	121				
93	93	133	121	121				
94	93	133	122	121				
95	93	133	123	121				
96	93	133	124	121				
97	93	133	126	121				
98	93	133	128	121				
99	93	133	130	121				
100	93	133	132	121				
101	93	133	133	121				
102	93	133	134	121				
103	93	133	135	121				
104	93	133	136	121				
105	93	133	138	121				
106	93	133	140					
107	93	133	141					
108	93	133	141					

109	93	133	141					
110	93	133	141					
111	93	133	141					
112	93	133	141					
113	93	133	141					
114	93	133	141					
115	93	133	141					
116	93	133	141					
117	93	133	141					
118	93	133	141					
119	93	133	141					
120	93	133	141					
121	93	133	141					
122	93	133						
123	93	133						
124	93	133						
125	93	133						
126	93	133						
127	93	133						
128	93	133						
129	93	133						
130	93	133						
131	93	133						
132	93	133						
133	93	133						
134		133						
135		133						
136		133						
137		133						
138		133						
139		133						
140		133						
141		133						

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第40（第24条関係）医師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	52	43	51
28	56	44	52
29	59	45	53
30	62	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89

52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第41（第24条関係）看護師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	18	26	14	18	22
3	19	27	15	19	23
4	20	28	16	20	24
5	21	29	17	21	25
6	22	30	18	22	26
7	23	31	19	23	27
8	24	32	20	24	28
9	25	33	21	25	29
10	26	34	22	26	30
11	27	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	96
45	61	69	57	61	100
46	62	70	58	62	104
47	63	71	59	63	108
48	64	72	60	64	109
49	65	73	61	65	109
50	66	74	62	66	109
51	67	75	63	67	109

52	68	76	64	68	109
53	69	77	65	70	109
54	70	78	66	72	109
55	71	79	67	74	109
56	72	80	68	76	109
57	73	81	69	77	109
58	74	82	70	78	109
59	75	83	71	79	109
60	76	84	72	80	109
61	77	85	73	82	109
62	78	86	74	84	109
63	79	87	75	86	109
64	80	88	76	88	109
65	82	89	77	90	109
66	84	90	78	92	109
67	86	91	79	94	109
68	88	92	80	98	109
69	89	93	81	102	109
70	90	94	82	106	109
71	91	95	83	110	109
72	92	96	84	112	109
73	94	97	85	114	109
74	96	98	86	116	109
75	98	99	87	118	109
76	100	100	88	120	109
77	102	101	89	121	109
78	104	102	90	121	
79	106	103	91	121	
80	108	104	92	121	
81	112	107	93	121	
82	116	110	94	121	
83	120	113	95	121	
84	124	116	96	121	
85	127	120	98	121	
86	130	124	100	121	
87	133	128	102	121	
88	136	132	104	121	
89	140	135	105	121	
90	144	140	106	121	
91	148	145	107	121	
92	152	150	110	121	
93	156	153	113	121	
94	160	153	116	121	
95	164	153	119	121	
96	168	153	122	121	
97	169	153	125	121	
98	169	153	125	121	
99	169	153	125	121	
100	169	153	125	121	
101	169	153	125	121	
102	169	153	125	121	
103	169	153	125	121	
104	169	153	125	121	
105	169	153	125	121	
106	169	153	125	121	
107	169	153	125	121	
108	169	153	125	121	

109	169	153	125	121	
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153	125		
115	169	153	125		
116	169	153	125		
117	169	153	125		
118	169	153	125		
119	169	153	125		
120	169	153	125		
121	169	153	125		
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第42（第24条関係）研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	24	33	17	21
2	25	34	18	22
3	26	35	19	23
4	27	36	20	24
5	28	37	21	25
6	29	38	22	26
7	30	39	23	27
8	31	40	24	28
9	32	41	25	29
10	33	42	26	30
11	34	43	27	31
12	35	44	28	32
13	36	45	29	33
14	37	46	30	34
15	38	47	31	35
16	39	48	32	36
17	40	49	33	38
18	41	50	34	40
19	42	51	35	42
20	43	52	36	44
21	44	53	37	46
22	45	54	38	48
23	46	55	39	50
24	47	56	40	52
25	48	57	41	54
26	49	58	42	58
27	50	59	43	61
28	51	60	44	64
29	52	61	46	67
30	53	62	48	70
31	54	63	50	76
32	55	64	52	80
33	56	65	53	83
34	57	66	54	86
35	58	67	55	89
36	59	68	56	89
37	60	69	58	89
38	61	70	60	89
39	62	71	62	89
40	63	72	64	89
41	64	73	67	89
42	65	74	70	89
43	66	75	74	89
44	67	76	78	89
45	68	77	82	89
46	69	78	86	89
47	70	79	89	89
48	71	80	89	89
49	72	81	89	89
50	74	82	89	89
51	76	83	89	89

52	78	84	89	89
53	80	85	89	89
54	83	86	89	89
55	86	87	89	89
56	89	88	89	89
57	92	89	89	89
58	94	90	89	89
59	96	91	89	89
60	98	92	89	89
61	100	93	89	89
62	101	94	89	89
63	102	95	89	89
64	103	96	89	89
65	104	97	89	89
66	108	98	89	89
67	112	99	89	89
68	116	100	89	89
69	120	101	89	89
70	121	102	89	89
71	121	103	89	89
72	121	104	89	89
73	121	105	89	89
74	121	106	89	
75	121	107	89	
76	121	108	89	
77	121	109	89	
78	121	110	89	
79	121	111	89	
80	121	112	89	
81	121	113	89	
82	121	114	89	
83	121	115	89	
84	121	116	89	
85	121	117	89	
86	121	118	89	
87	121	119	89	
88	121	120	89	
89	121	121	89	
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			

109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第43 (第24条関係) 特定獣医師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	17	1	9	13	13
2	34	18	2	10	14	14
3	35	19	3	11	15	15
4	36	20	4	12	16	16
5	37	21	5	13	17	17
6	38	22	6	14	18	18
7	39	23	7	15	19	19
8	40	24	8	16	20	20
9	41	25	9	17	21	21
10	42	26	10	18	22	22
11	43	27	11	19	23	23
12	44	28	12	20	24	24
13	45	29	13	21	25	25
14	46	30	14	22	26	26
15	47	31	15	23	27	27
16	48	32	16	24	28	28
17	49	33	17	25	29	29
18	50	34	18	26	30	30
19	51	35	19	27	31	31
20	52	36	20	28	32	32
21	53	37	21	29	34	33
22	54	38	22	30	36	34
23	55	39	23	31	38	35
24	56	40	24	32	40	36
25	57	41	25	33	42	38
26	58	42	26	34	44	40
27	59	43	27	35	46	42
28	60	44	28	36	48	47
29	61	45	29	37	52	52
30	62	46	30	38	56	57
31	63	47	31	39	67	61
32	64	48	32	40	80	61
33	65	49	33	41	85	61
34	66	50	34	42	90	61
35	67	51	35	43	95	61
36	68	52	36	44	97	61
37	69	53	37	45	97	61
38	70	54	38	46	97	61
39	72	55	39	47	97	61
40	74	56	40	48	97	61
41	76	57	41	50	97	61
42	78	58	42	52	97	61
43	80	59	43	54	97	61
44	82	60	44	56	97	61
45	84	61	45	58	97	61
46	86	62	46	60	97	
47	89	63	47	62	97	
48	92	64	48	64	97	
49	93	65	49	66	97	
50	93	66	50	76	97	
51	93	67	51	88	97	

52	93	68	52	92	97	
53	93	70	53	97	97	
54	93	72	54	102	97	
55	93	74	55	107	97	
56	93	76	56	112	97	
57	93	78	57	113	97	
58	93	80	58	113	97	
59	93	82	59	113	97	
60	93	89	60	113	97	
61	93	96	61	113	97	
62	93	101	62	113		
63	93	101	63	113		
64	93	101	64	113		
65	93	101	65	113		
66	93	101	66	113		
67	93	101	67	113		
68	93	101	68	113		
69	93	101	69	113		
70	93	101	70	113		
71	93	101	71	113		
72	93	101	72	113		
73	93	101	73	113		
74	93	101	74	113		
75	93	101	75	113		
76	93	101	76	113		
77	93	101	77	113		
78	93	101	78	113		
79	93	101	79	113		
80	93	101	80	113		
81	93	101	81	113		
82	93	101	82	113		
83	93	101	83	113		
84	93	101	84	113		
85	93	101	85	113		
86	93	101	86	113		
87	93	101	87	113		
88	93	101	88	113		
89	93	101	89	113		
90	93	101	90	113		
91	93	101	91	113		
92	93	101	92	113		
93	93	101	93	113		
94	93	101	94	113		
95	93	101	95	113		
96	93	101	96	113		
97	93	101	97	113		
98	93	101	98			
99	93	101	99			
100	93	101	100			
101	93	101	101			
102		101	102			
103		101	103			
104		101	104			
105		101	105			
106		101	106			
107		101	107			
108		101	108			

109		101	109			
110			109			
111			109			
112			109			
113			109			

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第44（第24条関係）教育職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級 (3級から)	3級
1	21	25 (53)	41
2	22	26 (54)	42
3	23	27 (55)	43
4	24	28 (56)	44
5	25	29 (57)	45
6	26	30 (58)	46
7	27	31 (59)	47
8	28	32 (60)	48
9	29	33 (61)	49
10	30	34 (62)	50
11	31	35 (63)	51
12	32	36 (64)	52
13	33	37 (65)	53
14	34	38 (66)	54
15	35	39 (67)	55
16	36	40 (68)	56
17	37	41 (69)	57
18	38	42 (70)	58
19	39	43 (71)	59
20	40	44 (72)	60
21	41	45 (73)	61
22	42	46 (74)	62
23	43	47 (75)	63
24	44	48 (76)	64
25	45	49 (77)	66
26	46	50 (78)	68
27	47	51 (79)	70
28	48	52 (80)	72
29	50	53 (81)	74
30	52	54 (82)	76
31	54	55 (83)	78
32	56	56 (84)	80
33	59	57 (85)	83
34	62	58 (86)	86
35	65	59 (87)	89
36	68	60 (88)	89
37	69	61 (89)	89
38	70	62 (90)	89
39	71	63 (91)	89
40	72	64 (92)	89
41	74	65 (93)	89
42	76	66 (94)	89
43	78	67 (95)	89
44	80	68 (96)	89
45	82	69 (97)	89
46	84	70 (98)	89
47	86	71 (99)	89
48	88	72 (100)	89
49	90	73 (102)	89
50	92	74 (104)	
51	94	75 (106)	

52	96	76	(108)	
53	98	77	(110)	
54	100	78	(112)	
55	102	79	(114)	
56	104	80	(116)	
57	107	81	(123)	
58	110	82	(130)	
59	113	83	(142)	
60	116	84	(148)	
61	121	85	(150)	
62	126	86	(152)	
63	131	87	(153)	
64	136	88	(153)	
65	145	89	(153)	
66	154	90	(153)	
67	163	91	(153)	
68	172	92	(153)	
69	174	93	(153)	
70	176	94	(153)	
71	177	95	(153)	
72	177	96	(153)	
73	177	97	(153)	
74	177	98	(153)	
75	177	99	(153)	
76	177	100	(153)	
77	177	101	(153)	
78	177	102	(153)	
79	177	103	(153)	
80	177	104	(153)	
81	177	106	(153)	
82	177	108	(153)	
83	177	110	(153)	
84	177	112	(153)	
85	177	114	(153)	
86	177	116	(153)	
87	177	118	(153)	
88	177	120	(153)	
89	177	125	(153)	
90	177	130		
91	177	135		
92	177	140		
93	177	142		
94	177	144		
95	177	148		
96	177	152		
97	177	153		
98	177	153		
99	177	153		
100	177	153		
101	177	153		
102	177	153		
103	177	153		
104	177	153		
105	177	153		
106	177	153		
107	177	153		
108	177	153		

109	177	153	
110	177	153	
111	177	153	
112	177	153	
113	177	153	
114	177	153	
115	177	153	
116	177	153	
117	177	153	
118	177	153	
119	177	153	
120	177	153	
121	177	153	
122	177		
123	177		
124	177		
125	177		
126	177		
127	177		
128	177		
129	177		
130	177		
131	177		
132	177		
133	177		
134	177		
135	177		
136	177		
137	177		
138	177		
139	177		
140	177		
141	177		
142	177		
143	177		
144	177		
145	177		
146	177		
147	177		
148	177		
149	177		
150	177		
151	177		
152	177		
153	177		

- 備考
- 1 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
 - 2 2級（3級から）欄の（ ）内の号給は、3級から2級へ降格する場合に適用する。
 - 3 3級から特2級へ降格する場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日に3級から2級へ降格したものとして第24条の規定を適用した場合に得られる2級の号給から、同日に特2級へ昇格をしたものとして第23条の規定を適用した場合に得られる号給とする。
 - 4 4級から特2級より下位の職務の級への降格又は3級から1級への降格である場合には、3級から特2級への降格がなかったものとして第24条の規定を適用する。

別表第45（第24条関係）教育職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級 (3級から)	3 級
1	9	37 (49)	57
2	10	38 (50)	58
3	11	39 (51)	59
4	12	40 (52)	60
5	13	41 (53)	61
6	14	42 (54)	62
7	15	43 (55)	63
8	16	44 (56)	64
9	17	45 (57)	65
10	18	46 (58)	66
11	19	47 (59)	67
12	20	48 (60)	68
13	21	49 (61)	69
14	22	50 (62)	70
15	23	51 (63)	71
16	24	52 (64)	72
17	25	53 (65)	73
18	26	54 (66)	74
19	27	55 (67)	75
20	28	56 (68)	80
21	29	57 (69)	85
22	30	58 (70)	90
23	31	59 (71)	96
24	32	60 (72)	100
25	33	61 (73)	102
26	34	62 (74)	104
27	35	63 (75)	105
28	36	64 (76)	105
29	37	65 (77)	105
30	38	66 (78)	105
31	39	67 (79)	105
32	40	68 (80)	105
33	41	69 (81)	105
34	42	70 (82)	105
35	43	71 (83)	105
36	44	72 (84)	105
37	45	73 (85)	105
38	46	74 (86)	105
39	47	75 (87)	105
40	48	76 (88)	105
41	51	77 (89)	105
42	54	78 (90)	105
43	57	79 (91)	105
44	60	80 (92)	105
45	62	81 (93)	105
46	64	82 (94)	105
47	66	83 (95)	105
48	68	84 (96)	105
49	70	85 (97)	105
50	72	86 (98)	
51	74	87 (99)	

52	76	88	(100)	
53	78	89	(101)	
54	80	90	(102)	
55	82	91	(103)	
56	84	92	(104)	
57	85	93	(105)	
58	86	94	(106)	
59	87	95	(107)	
60	88	96	(108)	
61	91	97	(110)	
62	94	98	(112)	
63	97	99	(114)	
64	100	100	(116)	
65	107	101	(117)	
66	114	102	(118)	
67	121	103	(119)	
68	128	104	(120)	
69	131	105	(122)	
70	134	106	(124)	
71	137	107	(126)	
72	137	108	(128)	
73	137	109	(130)	
74	137	110	(150)	
75	137	111	(155)	
76	137	112	(160)	
77	137	114	(162)	
78	137	116	(164)	
79	137	118	(165)	
80	137	120	(165)	
81	137	121	(165)	
82	137	122	(165)	
83	137	123	(165)	
84	137	124	(165)	
85	137	125	(165)	
86	137	126	(165)	
87	137	127	(165)	
88	137	128	(165)	
89	137	130	(165)	
90	137	134	(165)	
91	137	138	(165)	
92	137	142	(165)	
93	137	146	(165)	
94	137	150	(165)	
95	137	153	(165)	
96	137	156	(165)	
97	137	159	(165)	
98	137	162	(165)	
99	137	165	(165)	
100	137	165	(165)	
101	137	165	(165)	
102	137	165	(165)	
103	137	165	(165)	
104	137	165	(165)	
105	137	165	(165)	
106	137	165		
107	137	165		

108	137	165	
109	137	165	
110	137	165	
111	137	165	
112	137	165	
113	137	165	
114	137	165	
115	137	165	
116	137	165	
117	137	165	
118	137	165	
119	137	165	
120	137	165	
121	137	165	
122	137		
123	137		
124	137		
125	137		
126	137		
127	137		
128	137		
129	137		
130	137		
131	137		
132	137		
133	137		
134	137		
135	137		
136	137		
137	137		
138	137		
139	137		
140	137		
141	137		
142	137		
143	137		
144	137		
145	137		
146	137		
147	137		
148	137		
149	137		
150	137		
151	137		
152	137		
153	137		
154	137		
155	137		
156	137		
157	137		
158	137		
159	137		
160	137		
161	137		
162	137		
163	137		
164	137		

165	137		
-----	-----	--	--

- 備考
- 1 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
 - 2 2級（3級から）欄の（ ）内の号給は、3級から2級へ降格する場合に適用する。
 - 3 3級から特2級へ降格する場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日に3級から2級へ降格したものとして第24条の規定を適用した場合に得られる2級の号給から、同日に特2級へ昇格をしたものとして第23条の規定を適用した場合に得られる号給とする。
 - 4 4級から特2級より下位の職務の級への降格又は3級から1級への降格である場合には、3級から特2級への降格がなかつたものとして第24条の規定を適用する。

別表第46 (第24条関係) 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	9	13	17	25	9	9	5
2	10	14	18	26	10	10	6
3	11	15	19	27	11	11	7
4	12	16	20	28	12	12	8
5	13	17	21	29	13	13	9
6	14	18	22	30	14	14	10
7	15	19	23	31	15	15	11
8	16	20	24	32	16	16	12
9	17	21	25	33	17	17	13
10	18	22	26	34	18	18	14
11	19	23	27	35	19	19	15
12	20	24	28	36	20	20	16
13	21	25	29	37	21	21	17
14	22	26	30	38	22	22	18
15	23	27	31	39	23	23	19
16	24	28	32	40	24	24	20
17	25	29	33	41	25	25	21
18	26	30	34	42	26	26	22
19	27	31	35	43	27	27	23
20	28	32	36	44	28	28	24
21	29	33	37	45	29	29	25
22	30	34	38	46	30	30	26
23	31	35	39	47	31	31	27
24	32	36	40	48	32	32	28
25	33	37	41	49	33	33	29
26	34	38	42	50	34	34	30
27	35	39	43	51	35	35	31
28	36	40	44	52	36	36	32
29	37	41	45	53	37	37	33
30	38	42	46	54	38	38	34
31	39	43	47	55	39	39	35
32	40	44	48	56	40	40	36
33	41	45	49	57	41	41	37
34	42	46	50	58	42	42	38
35	43	47	51	59	43	43	39
36	44	48	52	60	44	44	40
37	45	49	53	61	45	46	41
38	46	50	54	62	46	48	42
39	47	51	55	63	47	50	43
40	48	52	56	64	48	52	44
41	49	53	57	65	49	53	45
42	50	54	58	66	50	54	46
43	51	55	59	67	51	55	47
44	52	56	60	68	52	56	48
45	53	57	61	70	53	57	49
46	54	58	62	72	54	58	50
47	55	59	63	74	55	59	51
48	56	60	64	76	56	60	52
49	57	61	65	77	59	61	53
50	58	62	66	78	62	62	54
51	59	63	67	79	65	63	55

52	60	64	68	80	68	64	56
53	61	65	69	81	72	65	59
54	62	66	70	82	76	66	65
55	63	67	71	83	80	67	71
56	64	68	72	84	84	68	78
57	65	69	73	86	92	70	84
58	66	70	74	88	97	72	86
59	67	71	75	90	97	74	88
60	68	72	76	92	97	84	89
61	69	73	77	95	97	95	89
62	70	74	78	98	97	98	89
63	71	75	79	101	97	101	89
64	72	76	80	104	97	101	89
65	73	77	81	105	97	101	89
66	74	78	82	106	97	101	89
67	75	79	83	107	97	101	89
68	76	80	84	116	97	101	89
69	77	81	86	126	97	101	89
70	78	82	88	128	97	101	89
71	79	83	90	130	97	101	89
72	80	84	92	132	97	101	89
73	81	85	93	134	97	101	89
74	82	86	94	136	97	101	89
75	83	87	95	137	97	101	89
76	84	88	96	137	97	101	89
77	86	89	97	137	97	101	89
78	88	90	98	137	97	101	
79	90	91	99	137	97	101	
80	92	92	100	137	97	101	
81	93	93	101	137	97	101	
82	94	94	102	137	97	101	
83	95	95	103	137	97	101	
84	96	96	104	137	97	101	
85	97	97	105	137	97	101	
86	98	98	106	137	97	101	
87	99	99	107	137	97	101	
88	100	100	108	137	97	101	
89	101	102	110	137	97	101	
90	102	104	112	137	97		
91	103	106	114	137	97		
92	104	108	116	137	97		
93	106	109	118	137	97		
94	108	110	120	137	97		
95	110	111	122	137	97		
96	112	112	132	137	97		
97	114	113	137	137	97		
98	116	114	138		97		
99	118	115	139		97		
100	120	116	141		97		
101	122	119	141		97		
102	124	122	141				
103	125	125	141				
104	125	128	141				
105	125	131	141				
106	125	134	141				
107	125	137	141				
108	125	140	141				

109	125	142	141				
110	125	144	141				
111	125	145	141				
112	125	145	141				
113	125	145	141				
114	125	145	141				
115	125	145	141				
116	125	145	141				
117	125	145	141				
118	125	145	141				
119	125	145	141				
120	125	145	141				
121	125	145	141				
122	125	145	141				
123	125	145	141				
124	125	145	141				
125	125	145	141				
126	125	145	141				
127	125	145	141				
128	125	145	141				
129	125	145	141				
130	125	145	141				
131	125	145	141				
132	125	145	141				
133	125	145	141				
134	125	145	141				
135	125	145	141				
136	125	145	141				
137	125	145	141				
138	125	145					
139	125	145					
140	125	145					
141	125	145					
142	125						
143	125						
144	125						
145	125						

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次に」を「次の各号に」に改め、「当該各号に定める額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第一号中「福岡県条例第一号。以下この号」の下に「及び次号」を加え、「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、別表第三の額欄に定める額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 附則に次の一項を加える。

（県職員給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員の支給額）

4 県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項及び学校職員給与条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員に対する第三條の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第三（第三條関係）

一 行政職給料表

職務の級	区分	額
9 級	一 種	133,600円
	二 種	112,900円
8 級	一 種	103,900円
	二 種	99,800円
7 級	一 種	91,800円
	二 種	79,800円
6 級	一 種	72,900円
	二 種	58,300円
5 級	一 種	43,800円
	二 種	36,500円（人事委員会が認める職にあつては43,800円）
4 級	一 種	51,400円
	二 種	38,500円
3 級	一 種	32,100円（人事委員会が認める職にあつては38,500円）
	二 種	

二 医師職給料表

職務の級	区分	額
4 級	一 種	115,900円
	二 種	106,700円
3 級	一 種	92,700円
	二 種	74,200円

三 看護師職給料表

職務の級	区分	額
6 級	一 種	39,900円
	二 種	

四 研究職給料表

職務の級	区分	額
5 級	一 種	98,300円
	二 種	90,500円
4 級	一 種	78,700円
	二 種	62,900円

五 特定医師職給料表

職務の級	区分	額
7 級	二種	91,800円
	三種	79,800円
6 級	三種	72,900円
	四種	58,300円
	五種	43,800円

六 公安職給料表

職務の級	区分	額
8 級	一種	104,800円
	二種	96,400円
7 級	三種	83,800円
	三種	77,300円

七 教育職給料表 (二)

職務の級	区分	額
4 級	四種	76,500円
	五種	51,000円 (人事委員会が認める職にあつては59,500円、人事委員会が特に認める職にあつては68,000円)
3 級	六種	34,600円 (人事委員会が認める職にあつては41,500円)

八 教育職給料表 (三)

職務の級	区分	額
4 級	四種	74,600円
	五種	49,800円 (人事委員会が認める職にあつては58,000円、人事委員会が特に認める職にあつては66,300円)
3 級	六種	33,900円 (人事委員会が認める職にあつては40,700円)

備考 1 これらの表において、「人事委員会が認める職」とは、校長、教頭及び事務長の職のうち職務の困難性が高いと人事委員会が認める職並びに副校長の職をいう。

2 これらの表において、「人事委員会が特に認める職」とは、校長の職のうち職務の困難性が特に高いと人事委員会が認める職並びに主幹指導主事及び主幹社会教育主事の職をいう。

3 別表第一に掲げる職のうち、これらの表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に対する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、人事委員会が別に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号。以下「令和四年改正条例」という。)附則第三条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の福岡県の職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三条の規定の適用については、同条第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 令和四年改正条例附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規則第三条第二号に掲げる職員とみなして、同条の規定を適用する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この規則による改正後の福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号。以下「改正後の規則」という。)」を削り、「改正後の規則別表」を「別表」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 県職員給与条例付則第三十八項及び警察職員給与条例付則第三十四項の規定の適用

を受ける職員に対する第六条及び前項の規定の適用については、当分の間、第六条第一項、第二項及び第四項並びに前項中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。
附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第4項関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員		4項職員		
		1種	2種	1種	2種	3種
	円	円	円	円	円	円
1年未満	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
1年以上	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
2年未満	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
2年以上	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
3年未満	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
3年以上	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
4年未満	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
4年以上	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
5年未満	70,000	34,700	24,500	10,200	4,100	20,300
5年以上	63,000	33,700	24,500	9,200	3,700	18,300
6年未満	63,000	33,700	24,500	9,200	3,700	18,300
6年以上	56,000	32,600	24,500	8,100	3,300	16,200
7年未満	56,000	32,600	24,500	8,100	3,300	16,200
7年以上	42,000	30,600	24,500	6,100	2,500	12,200
8年未満	42,000	30,600	24,500	6,100	2,500	12,200
8年以上	28,000	28,600	24,500	4,100	1,700	8,100
9年未満	28,000	28,600	24,500	4,100	1,700	8,100
9年以上	14,000	26,500	24,500	2,000	800	4,100
10年未満	14,000	26,500	24,500	2,000	800	4,100
10年以上		22,300	22,300			
11年未満		22,300	22,300			
11年以上		20,000	20,000			
12年未満		20,000	20,000			
12年以上		17,800	17,800			
13年未満		17,800	17,800			
13年以上		15,500	15,500			
14年未満		15,500	15,500			
14年以上		13,300	13,300			
15年未満		13,300	13,300			
15年以上		11,100	11,100			
16年未満		11,100	11,100			
16年以上		8,800	8,800			
17年未満		8,800	8,800			
17年以上		6,600	6,600			
18年未満		6,600	6,600			
18年以上		4,300	4,300			
19年未満		4,300	4,300			
19年以上		2,100	2,100			
20年未満		2,100	2,100			

- 備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、3項職員の欄中「1種」とは第2条第3項の職を占める職員のうち行政職給料表の適用を受ける職員を、「2種」とは同項の職を占める職員のうち研究職給料表又は特定獣医師職給料表の適用を受ける職員をいう。
- 4 この表において、4項職員の欄中「1種」とは第2条第4項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。
- 5 第2条第4項第4号の職を占める職員については、本表にかかわらず、別に定めるところによる。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年福岡県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（第一号において「再任用職員」という。）で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例付則第三十五項の規定を受ける職員の支給額）

2 条例付則第三十五項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第五号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一及び別表第二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年福岡県条例第四十号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第三条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。この場合において令和四年改正条例附則第三条第一項又は第二項により採用された職員に適用するときには、「額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、」とあるのは、「額（）」とする。

福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則（平成七年福岡県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条例第四十号)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の福岡県公立学校職員の教職調整額の支給方法に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条に規定する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第二条の規定を適用する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
第三条中「第二十号」の下に「(条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第三条の四中「第二十号まで」の下に「(条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「連続する特定基礎在職期間」の下に「(第三号に掲げる特定基礎在職期間を除く。)」を加え、同条第二号中「前号」の下に「及び次号」を加え、同条に次の一号を加える。

三 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者の警察法第五

十六条の二第一項に規定する特定地方警務官として勤続した特定基礎在職期間 当

該特定地方警務官としてその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
第三条の五中「退職した者」の下に「(基礎在職期間に前条第三号に掲げる特定基礎在職期間を含む者を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項及び次条の規定は、基礎在職期間に前条第三号に掲げる特定基礎在職期間を含む者について準用する。この場合において、その者に対する前項の規定の適用については、同項中「別表イ、ロ、ハ又はニの表」とあるのは、「別表イ、ロ、ハ若しくはニの表又は人事委員会が別に定める表」と読み替えるものとする。

第三条の六第一項中「含む。)」の下に「第一項」を加える。
第九条第一項中「第十二条第四項に規定する受給期間延長通知書」を「第十二条第五項又は第十二条の四第四項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第十条第一項中「受けるまでは、第七条に規定する退職票」を「受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。」に、「第十二条第四項に規定する受給期間延長通知書」を「第十二条第五項又は第十二条の四第四項の規定により受給期間延長等通知書」に改め、同条第三項中「所定の」を「必要な」に、「記入のうえ」を「記載した上」に改める。

第十二条第一項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に改め、「」の下に「医師の証明書その他の第十一条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」を加え、「受けるまでは、第七条に規定する退職票」を「受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の下に「添えて」を加え、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第八項中「第五項及び第六項の規定は、前項の場合」を「第一項ただし書の規定は、第六項の場合に、第六項及び第七項の規定は、第八項の場合に、前項の規定は、第六項及び第八項の場合並びに第二項ただし書の場合における第一項の申出」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、「ともに、」の下に「当該」を加え、「し、返付するものとする」を「した上、返付しなければならない」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第十二条第六項中「規定による受給資格証及び受給期間延長通知書の」を削り、「台帳」の下に「(第十項の規定により準用する第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで前項の提出を受けたときは、台帳)」を加え、「所定の」を「必要な」に、「記入のうえ」を「記載した上」に、「受給資格証及び受給期間延長通知書」を、「提出を受けた書類」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「するとともに」を「しなければならぬ」。この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)において、知事は「に改め、「又は退職票」を削り、「するものとする」を「しなければならぬ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十二条の次に次の四条を加える。

(条例第九条第三項の人事委員会規則で定める事業)

第十二条の二 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第九条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十二条第二項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- 三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

(条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員)

第十二条の三 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第九条第一項に規定する退職の日以前に同条第三項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
 - 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員
- (支給の期間の特例の申出)

第十二条の四 条例第九条第三項に規定する雇用保険法第二十条の二に規定する場合に相当するものとして人事委員会規則で定める場合は、条例第九条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が知事にその旨を申し出た場合とする。

2 前項の申出は、受給期間延長等申請書(様式第八号)に登記事項証明書その他条例第九条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて知事に提出することによつて行うものとする。

3 前二項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第九条第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 知事は、特例申出をした者が条例第九条第一項に規定する退職の日後に同条第三項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書(様式第九号)を交付しなければならない。この場合(第八項の規定により準用する第十二条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、知事は、速やかに、受給資格証を返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、速やかに、受給資格証に当該受給期間延長等通知書を添えて任命権者に提出しなければならない。

6 任命権者は、前項の提出を受けたときは、受給資格証及び台帳(第八項の規定によ

り準用する第十二条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで前項の提出を受けたときは、台帳）に必要な事項を記載した上、速やかに、提出を受けた書類を返付しなければならない。

7 第四項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該受給期間延長等通知書を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた受給期間延長等通知書に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
- 二 条例第九条第三項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合

8 第十二条第一項ただし書の規定は、第二項及び第五項の場合に、第十二条第三項及び第四項の規定は、第三項ただし書の場合における特例申出に、第十二条第九項の規定は、特例申出、第五項及び前項の場合並びに第三項ただし書の場合における特例申出に、第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

（条例第九条第三項の支給期間の特例）

第十二条の五 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める支給期間についての特例は、同項に規定する事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から同条第一項により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）を同項の規定による支給期間に算入しないものとする。
附則に次の一項を加える。

（条例附則第五十三項に規定する人事委員会規則で定める者）

7 条例附則第五十三項に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 条例附則第五十三項の表の上欄に掲げる者であつて、当該者の他の職への異動に伴つて退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者

- 二 前号に掲げる者に類する者

様式第八号及び様式第九号を次のように改める。

様式第8号 (第12条、第12条の4関係)

受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名				受給資格証 番号	
	住所又は 居所					
② 退職年月日	年 月 日					
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため					
	具体的理由	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; height: 80px; width: 100%;"></div>				
④ ③のイの理由が 疾病又は負傷の場合	傷病の名称				診療担当者	
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで					
<p>福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第12条第1項・第12条の4第2項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>						
※処理欄	延長期間	年 月 日から 年 月 日まで				

注意事項

- 1 この申請は、知事に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。
- 2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

様式第9号(第12条、第12条の4関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第12条第5項・第12条の4第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 福岡県知事 印			

注意事項

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票)に添えてこの通知書を提出すること。

様式第十二号(表)を次のように改める。

様式第12号(第16条関係)

(表)

公共職業訓練等受講届								
① 受給資格者に関する事項	氏名				受給資格証番号			
	住所又は居所							
② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練	
	(2) 職種			(3) 期間			(4) 昼夜間の別	昼間・夜間
	(5) 受講開始年月日	年 月 日			(6) 終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名)							
③ 寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無	(2) 寄宿開始年月日	年 月 日				
	(3) 寄宿前の住所又は居所							
	(4) 家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
			歳	有・無	同居・別居			
		歳	有・無	同居・別居				
④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名								
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第16条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 任命権者 殿 受給資格者氏名								
※処理欄	基本手当	寄宿手当			証明認定			

附則

(施行期日等)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項、第十条及び第十二条の改正規定、第十二条の次に四条を加える改正規定並びに様式第八号、様式第九号及び様式第十二号の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(以下「新規規則」という。)の規定は、令和四年七月一日から適用する。

(経過措置)

3 令和四年七月一日から附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前までに福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)第九条第三項に規定する事業を開始した職員又は新規規則第十二条の三各号に規定する職員に該当するに至った者に対する新規規則第十二条の四第三項の規定の適用については、同項中「条例第九条第三項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日」とあるのは、「福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則(令和五年福岡県人事委員会規則第十三号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」とする。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際、現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式により使用されている書類は、新規規則の様式によるものとみなす。

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十四号

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十年福岡県人事委員会規則第八号

)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「(懲戒免職の処分を除く。)」を削り、同項第三号中ハをニとし、同号ロ中「第二十八条の二」を「第二十八条の六」に、「第二十八条の三」を「第二十八条の七」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第三条第五項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限又は同条第六項の規定により延長された期限の到来により退職した場合

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十四日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十五号

県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。

二 県職員給与条例 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)をいう。

三 警察職員給与条例 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)をいう。

四 学校職員給与条例 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)をいう。

五 給与条例付則第三十八項等 県職員給与条例付則第三十八項、警察職員給与条例付則第三十四項及び学校職員給与条例付則第三十五項をいう。

六 給与条例付則第四十項等 県職員給与条例付則第四十項、警察職員給与条例付則第三十六項及び学校職員給与条例付則第三十七項をいう。

七 給与条例付則第四十二項等 県職員給与条例付則第四十二項、警察職員給与条例付則第四十項及び学校職員給与条例付則第三十九項をいう。

八 給与条例付則第四十三項等 県職員給与条例付則第四十三項、警察職員給与条例付則第四十一項及び学校職員給与条例付則第四十項をいう。

九 県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料 給与条例付則第四十項等、給与条例付則第四十二項等及び給与条例付則第四十三項等並びに警察職員給与条例付則第三十八項の規定による給料をいう。

十 管理監督職 福岡県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号。以下「定年条例」という。）第六条に規定する職をいう。

十一 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）をいう。

十二 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、給与条例付則第四十項等に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。

十三 特定日 給与条例付則第三十八項等に規定する特定日をいう。

十四 降格 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号。以下「初任給規則」という。）第二条第三号に規定する降格のうち、他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

十五 初任給基準異動 県職員給与条例第六条第一項、警察職員給与条例第六条第一項及び学校職員給与条例第六条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第二十から別表第三十までに定める初任給基準表（第

六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

十六 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

十七 上限額 県職員給与条例第六条第二項、警察職員給与条例第六条第二項及び学校職員給与条例第六条第二項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしていない職員にあつては、当該給料月額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

十八 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例付則第四十項等及び警察職員給与条例付則第三十八項の人事委員会規則で定める職員）

第三条 給与条例付則第四十項等の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務を終了した職員を除く。）

ニ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の変更に係る条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）

をされた職員

2 警察職員給与条例付則第三十八項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 特定任命（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。以下同じ。）をされた職員のうち、次に掲げる職員

イ 特定任命をされた日（以下「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員

ロ 任命日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 任命日以後に育児短時間勤務等をした職員（任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

ニ 任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

二 任命日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例付則第四十二項等の規定による給料の支給）

第四条 他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、

異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例付則第三十八項等の規定により当該職員が受ける給料月額

（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に給与条例付則第三十八

項等の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（

第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げて、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り

上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の

適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与

条例付則第四十二項等の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎

給料月額」とあるのは、前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎

給料月額」とあるのは、前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎

給料月額」とあるのは、前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎

給料月額」とあるのは、前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎

給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第四十二項等の規定による給料として支給する。
（特例任用後降任等職員に対する給与条例付則第四十二項等の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第九条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ

。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例付則第三十八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第四十二項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例付則第三十八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に給与条例付則第三十八項等の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という

。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第四十二項等の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）
（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（人事委員会が定めるものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月

額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料

月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第四十二項等の規定による給料として支給する。
(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例付則第四十三項等の規定による給料の支給)

第七條

降任等相当給料表異動(法第二十八條の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの)をいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第一項

特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例付則第三十八項等の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる

職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計

額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員

二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例付則第三十八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の

端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（人事委員会が定めるものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
（特例任用期間降格等職員に対する給与条例付則第四十三項等の規定による給料の支給）

第九条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（人事委員会が定めるものに限る。）をされた職員又は給料

表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条則付則第三十八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条則付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額が

あるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条則付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条則付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第二号に規定する昇格をした職員

二 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（人事委員会が定めるものを除く。）をした職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条則付則第四十三項等の規定による給料の支給）

第十条

初任給規則第十六条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例付則第三十八項等の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例付則第三十八項等の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例付則第三十八項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例付則第四十三項等の規定による給料として支給する。

- 一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第十六条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの
 - 二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員
 - 三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格をした職員
 - 四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
 - 五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- （この規則により難い場合の措置）

第十一条 県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをする事ができる。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、県職員給与条例付則第四十項等の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。